

長野県公営企業管理規程第10号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の2を次のように改正する。

(寒冷地手当)

第5条の2 寒冷地手当は、第2条の規定によるほか、次の表の左欄に掲げる現地機関に在勤する職員に対して支給する。

現地機関	所在地
南信発電管理事務所南部管理所	下伊那郡松川町生田541-1

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

企業局総務課

**長野県告示第579号**

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の5の(2)の規定により、平成16年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成16年10月28日

長野県知事 田 中 康 夫

鳥獣害防止対策事業補助金交付要綱（平成16年10月12日付け16農技第542号農政部長通知）の規定に基づく補助金

人事活性化チーム

長野県告示第580号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成16年10月28日

長野県知事 田 中 康 夫

1 起業者の名称

社会福祉法人平成会

2 事業の種類

介護老人保健施設（短期入所生活介護施設併設）箕輪（仮称）及び痴呆性高齢者グループホーム箕輪（仮称）建設事業

3 起業地**(1) 収用の部分**

上伊那郡箕輪町大字東箕輪字北田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由**(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）**

介護老人保健施設（短期入所生活介護施設併設）箕輪（仮称）及び痴呆性高齢者グループホーム箕輪（仮称）建設事業（以下

「本件事業」という。）は、法第3条第23号に規定する社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である社会福祉法人平成会は、理事会において施設の整備につき承認しており、また、事業遂行について必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）**ア 本件事業の施行により得られる利益**

介護老人保健施設は、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する施設サービス計画に基づく介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をうたための施設であって、長野県老人保健福祉計画・第2期介護保険事業支援計画（以下「支援計画」という。）では、上伊那圏域（伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡をいう。以下同じ。）の平成19年度における施設の目標定員を609人とし、現在、489人の定員が確保されている。

また、痴呆性高齢者グループホームは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する痴呆対応型老人共同生活援助事業を行うための施設であって、支援計画では、上伊那圏域の平成19年度における施設の目標定員を134人とし、現在、55人の定員が確保されている。

しかしながら、箕輪町においてはこれらと同種の施設の整備が十分ではなく、施設入所希望者は他市町村の施設への入所や自宅待機を余儀なくされ、その家族にとっても心身ともに負担がかかる状況となっている。このため、住民からは施設建設に対する要望が強くなっている。

本件事業の施行により施設が完成すれば、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で、要介護者は居宅における生活への早期復帰に向け安心して介護や機能訓練を受けることができ、痴呆症状のある高齢者は症状の進行が穏やかになることが期待できる。また、同時に家族の負担軽減につながる。

よって、本件事業の施行は、介護サービス基盤の充実を図り、地域の福祉発展に貢献するため公益性が高い。

イ 本件事業の施行による影響

起業地及び周辺一帯は優良農地であるが、起業地はその端部に位置していること、起業者が建設する施設は他の農地への日照について配慮された配置であること、また、隣接地所有者や近隣住民の理解が得られていることなどから、周辺の土地利用及び生活環境への影響は少ないと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）**ア 本件事業を早期に施行する必要性**

上伊那圏域においては、支援計画による介護老人保健施設及び痴呆性高齢者グループホームの目標定員に達していない状況にある。また、箕輪町内ではこれらと同種の施設の整備が十分ではなく、施設への入所希望者は他市町村の施設への入所や自宅待機も余儀なくされている状況にあることから、

新たに施設を建設するためには土地を収用する公益上の必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業により建設する施設は、厚生労働省令で定める介護老人保健施設の施設及び設備に関する基準並びに痴呆対応型共同生活介護の設備基準に従っており、また、同時に整備する駐車場、通路等も施設の機能を果たすために必要な面積に限られるため、本件事業に係る起業地の範囲は適正な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

箕輪町役場

企画課

長野県告示第581号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。

平成16年10月28日

長野県知事 田 中 康 夫

事業所の名称	所 在 地	指定した 年 月 日
介護老人福祉施設 たきべ野	南安曇郡豊科町大字高家 5090番地1	平成16年 10月16日

高齢福祉課

長野県告示第582号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定を、次のとおり行いました。

平成16年10月28日

長野県知事 田 中 康 夫

指定介護療養型医療施設

施設の名称	所 在 地	指定した 年 月 日
医療法人樹会 小林医院	長野市中御所四丁目7番23号	平成16年 10月16日

高齢福祉課

長野県告示第583号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成16年10月28日

長野県知事 田 中 康 夫

名 称	所 在 地	認 定 の 有効期限
独立行政法人国立病院 機構 東長野病院	長野市上野2丁目477番地	平成19年 10月24日

医務課

長野県告示第584号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、当該設置許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成16年10月28日

長野県知事 田 中 康 夫

- 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社エコロジカル・サポート
長野県松本市大字 笹賀7159番地1
代表取締役 小 松 清 海
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
松本市大字 笹賀7159番地1他2筆
- 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物焼却施設
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - 特別管理産業廃棄物を除く次の産業廃棄物
汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにゴムくず
 - 特定有害産業廃棄物を除く次の産業廃棄物
廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず及び繊維くず
 - 動植物性残さ、動物系固形不要物、家畜の死体及び感染性産業廃棄物
- 申請年月日
平成16年10月 8日
- 縦覧の場所
長野県生活環境部廃棄物対策課及び長野県松本地方事務所生活環境課
- 縦覧の期間
平成16年10月28日（木）から同年11月29日（月）までの午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 意見書の提出
法第15条第6項の規定により、本件申請に係る産業廃棄物処理施設に関し利害関係を有する者は、次により知事あてに意見書を提出することができます。
 - 意見書の提出期間
平成16年10月28日（木）から同年12月13日（月）まで
 - 意見書の提出先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県庁内

生活環境部廃棄物対策課 廃棄物審査係

(3) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「株式会社エコロジカル・サポートに係る産業廃棄物処理施設設置許可申請書」と記載してください。）
- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ウ 施設に関する具体的な利害関係
- エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

廃棄物対策課

道路維持課

長野県告示第585号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年10月28日

長野県知事 田 中 康 夫

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

木曾郡植川村大字奈良井字観前1235の20・1235の37・1235の58・1235の64から1235の68まで・字糟沢甲2741の56（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

2 (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 (3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除に係る保安林の所在場所

木曾郡植川村大字奈良井字豊口1152の1、1152の2（次の図に示す部分に限る。）

2 (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 (3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び植川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

長野県告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年11月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年10月28日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中野飯山線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字岩井字西川原993番の6 地先から 中野市大字岩井字西川原1886番の1 地先まで	旧	15.1～27.1 m	0.3670 km
		8.4～26.0	0.4672
同上	新	15.1～27.1	0.3670

道路維持課

長野県告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年11月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年10月28日

長野県知事 田 中 康 夫

1 路線名 北長野停車場線

2 供用を開始する区間

長野市吉田3丁目932番の9地先から

長野市吉田3丁目954番の3地先まで

3 供用を開始する期日 平成16年10月28日

道路維持課

長野県佐久地方事務所告示第6号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成16年10月14日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成16年10月28日

長野県佐久地方事務所長 和 田 恒 良
名 称 住 所
佐久浅間農業協同組合川辺出張所 小諸市大字山浦2114-1

会計課

長野県松本地方事務所告示第7号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成16年10月1日、次のとおり売りさばき人の名称変更の届出がありました。

平成16年10月28日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司
新名称 松本ハイランド農業協同組合 朝日支所
旧名称 信濃朝日農業協同組合 本所

会計課